

株式会社明成商会等に対する支援決定について

平成15年9月26日

株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構(以下「機構」という。)は、下記の対象事業者について、株式会社産業再生機構法(平成15年法律第27号。以下「法」という。)第22条第3項に規定する支援決定を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称

株式会社明成商会

株式会社イーケー

2. 対象事業者と連名で再生支援の申込みをした金融機関等の名称

株式会社三井住友銀行

3. 事業再生計画の概要： 別紙

4. 主務大臣の意見

意見なし

5. 事業所管大臣の意見

意見なし

6. 買取申込み等期間： 平成15年 9月26日から

平成15年10月31日まで(機構必着)

7. 一時停止要請

法第24条第1項に基づき、「関係金融機関等」に対して、上記6に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。

8. 一般の債権の取扱

対象事業者に対する支援決定にあたっては、金融機関が対象事業者に対して有する貸付金等につき金融支援の依頼が行われるにすぎず、その他の一般の債権については、何ら影響はありません。

9. 支援決定についての機構の考え方

本件支援決定についての機構の考え方は次の通りです。

(1) 良好な事業基盤

対象事業者は、昨今の不況やデフレ下の状況にも係わらず、「メーカーに直結した営業体制」という他の専門商社に無い有利な特徴を生かし、既存先の深耕、新規先の開発を精力的に展開、実績を挙げています。その結果、自らの商権に対して防衛的な障壁を構築することが可能となり、良好な事業基盤を保持しています。また、対象事業者が破綻に至った場合における化学品業界の商流混乱は、看過できるものではないと考えております。

(2) 潜在的な成長力

対象事業者は、汎用品の取引に止まらず、自ら新規商材の開発に注力し、精密携帯機器や生分解樹脂など最先端分野の商品化にも一定の成果を見ており、将来に向けて本業部分の潜在的な成長力を保持しています。

(3) 再生可能性

対象事業者は現在過剰債務に苦しみ、それが本業部分に影響しています。しかしながら、過剰債務の原因は、本業以外の部分から生じたものであり、過剰債務構造を正常化すれば対象事業者の再生は十分可能であると考えております。再生完了後には、化成品業界再編を睨み、合併等の戦略を進めていくことも視野に入れております。以上を勘案した上で、対象事業者が再生後の化学品業界に提供し得るベネフィットを考慮すれば、本件は機構が支援するに足る案件であり、機構の基本的役割に適合するものと考えております。

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル 9階		
株式会社産業再生機構	企画調整室	
	電話番号	03-6212-6437